

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

定額残業代を支給する際の注意点

＜賃金規程、労働条件通知書への記載＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
ヒロビル 2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

一定時間分の残業代を毎月定額で支給する方法がありますが、その定額残業代の計算方法や賃金規程の定め方など運用方法を誤ると、その手当が「残業代」とは認められないことがあります。今回は労使間のトラブルを防ぐために定額残業代の注意点について解説します。

1. 定額残業代に関する行政指導や裁判の傾向

「30時間分の時間外労働の割増賃金に相当する分として営業手当を支給する」などといったように、給与計算の便宜上、あらかじめ一定時間分の残業代を固定的に支給することがあります。このように定額で支給すること自体は違法ではありませんが、支給基準があいまいになっていると「残業代」として認められないことがありますので注意しましょう。

定額残業代については、求人募集の際に月給(基本給)に含まれていることが分からなかったとして、労使間のトラブルも頻発しました。それを受けて行政では、求人募集時に定額残業代の計算方法や、定額残業代を除いた基本給の額、対象時間分を超えた場合には超過分を支払うこと等を明示することを指針で示し(平 27.9.30 厚労告 406)、企業への監督指導を強化しています。

近年の裁判事例では、労働時間が月 160 時間±20 時間の場合は所定の基本給で固定する(180 時間を超えたら残業代を支払う)という契約内容が否定され残業代支払いを命じられた例があります(テックジャパン事件・最一小判平 24.3.8)。また、定額残業代の算出根拠となった月平均所定労働時間の設定が、その年の実際の平均時間とは異なっていたとして定額残業代の性質が否定された例も出ています(地位確認等請求事件・東京地判平 26.8.20)。このように裁判所も定額残業代の運用について近年厳しく判断する傾向にあるといえます。

2. 定額残業代を設定する際に必要なこと

定額残業代を運用するにあたっては、以下の点を実務で注意しましょう。

(1) 就業規則、賃金規程への規定化

定額残業代の項目を規程に追加し、時間外労働の対価であることを明確に規定します。

＜規定例＞

(定額残業手当)

第〇条 定額残業手当は、月間 30 時間分の時間外労働の割増賃金に相当するものとして毎月固定的に支給するものとする。

対象時間数が従業員により異なる場合には、賃金規程には具体的な時間数は入れず、個別の労働条件通知書で明示しても構いません。

(2) 超過分を別途支給する旨の合意

月間 30 時間分等、設定した定額残業分を上回る残業が発生した場合にその超過分を別途支給する旨も賃金規程に記載します。

＜規定例＞

2 なお、実際の時間外労働時間が月間 30 時間を超え、定額残業手当を上回る割増賃金額が生じた場合には、その超過分を支給する。

(3) 労働条件通知書にて対象残業時間数・金額を記載

雇用契約時に「定額で支払われる残業代が何時間分であらうから支払われるか」ということを労働者が認識できているかがポイントとなります。

＜労働条件通知書記載例＞

1. 基本給(月給): 243,038 円
2. 定額残業手当: 56,962 円(月 30 時間の時間外労働の割増賃金に相当)

(4) 給与明細書への表示

労働条件通知書では基本給や定額残業手当等の金額の内訳を規定していても、毎月の給与明細書には月給としてひとまとめに記載している例もときどき見受けられます。給与明細書上でも定額残業部分をきちんと表示させましょう。

3. その他の運用上の留意点

定額残業代を設定するうえで、前述の 4 点は必須要件といえますが、さらに「望ましいこと」を次に挙げます。

(1) 賃金規程や労働条件通知書等に定額残業代の算出根拠(計算式)を入れる。

＜記載例＞

基本給÷月間所定 160 時間×1.25×30 時間

(2) 営業手当や販売手当、業務手当、職務手当等、他の支給目的と思わせる名称は避ける。

(3) 定額で支給する分は多くても月 45 時間以内にする。→36 協定の上限時間(45 時間)を超える 83 時間のみなし残業が否定された裁判事例も出ています(穂波事件・岐阜地判平 27.10.22)。

定額残業手当を支給する際は、賃金規程や労働条件通知書等の規定の仕方に注意しましょう。

● コラム ●

8 月 22 日(月)より、当事務所は千駄ヶ谷から渋谷に移転することになりました。新事務所は渋谷駅東口より徒歩 6 分くらいで明治通り沿いにあります。関係者の皆様へは、新住所・電話番号等について、あらためてご案内をいたします。(山口)

【夏季休業のお知らせ】

弊所は、8 月 11 日(木・祝)～8 月 16 日(火)まで夏休みを頂戴します。